

分権時代の市町村支援プラン 概要

位置付け

地方分権改革や市町村合併の進捗を踏まえた県の市町村支援に係る基本方針

目的

市町村の行財政基盤、自立性、専門性を強化し、自らの責任と判断によるまちづくりを一層進めていくための県の総合的な市町村支援の推進及び庁内推進体制の確立
地方分権時代にふさわしい県・市町村のパートナーシップの構築

実施期間等

地方分権改革、地方税財政改革や県内の市町村合併、市町村への権限移譲の進捗よく状況を踏まえ3年程度で見直す。

プランに掲げた支援の具体的な内容・手続については別に定め、市町村等の意見を受け必要に応じて随時見直す。

新たな時代に対応した支援・協力体制の強化

1 市町村とのパートナーシップの強化

広域行政圏ごとの政策調整会議の設置

県事業や市町村支援策について意見交換するとともに、広域的な課題を中心に県・市町村の施策の総合的な調整を行う。

合併市町・県合同会議の設置

合併市町の新市町建設計画に係る県事業の実施状況、行政運営全般について意見交換するとともに、合併後の諸課題の解決を図る。

2 地方振興事務所を中心とした地域課題の発掘と施策の創出

地方振興事務所を中心に地域の多様な課題を発掘し、市町村と連携した課題解決に向けた施策調整を行う。

3 地方機関による業務運営への支援

県の各地方機関による、市町村と連携した行政課題の解決や市町村からの要望に基づく必要な業務支援を実施する。

4 市町村職員の専門能力を高める人的支援

実務研修の実施、市町村の要望に応じた県職員の派遣、相互の人事交流、市町村職員の実務研修受入れ等を実施する。

5 税務行政執行体制の整備への支援

県税との連携を強化し、人材育成や人的支援を実施する。

市町村の規模・能力や特性に対応した一層の権限移譲の推進

従来の取組みに加え、市町村の希望を踏まえ、市町村の規模・能力や特性に対応した包括的な権限移譲を推進し、包括移譲に伴い臨時的に必要な諸経費について財政支援を実施する。

1 特例市の権限移譲の推進

悪臭防止、騒音・振動規制をはじめとする特例市の権限を特例市に準ずる規模・能

力を有する市に対して、希望を踏まえて包括的に移譲する。

2 市町村の特性に応じたまちづくりに資する権限移譲の推進

環境、保健衛生等分野別の権限を市町村の特性に応じて包括的に移譲する。

3 広域市への権限移譲の推進

広域行政圏と同等の区域を有する市等に対して、圏域内の地方機関の長の権限を包括的に移譲し、また、当該市で完結する県の事業で、当該市のまちづくりに資する事業の実施を委託する。

市町村の財政的な自主性・自立性を高めるための総合補助金制度の創設

市町村の事業選択の幅を拡大するとともに、事務手続の簡素・効率化を推進するため、義務的補助金等を除く県単独補助金について補助金交付要綱及び予算計上を一元化（メニュー化）するとともに、別に市町村提案枠予算を設定する。

市町村合併への支援

1 合併市町への支援

新市町建設計画に基づく県事業の着実な推進を図るとともに、人的支援（県職員派遣、研修派遣受入れ）及び業務支援（事務移管支援、情報提供等）並びに合併市町の一体化をソフト面から支援する事業を実施し、合併市町・県合同会議の設置をはじめ、合併市町との十分な連携を図る。

2 「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）に基づく市町村合併の推進

「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定するとともに、合併新法に基づき自主的な市町村合併を引き続き支援するため、新たな市町村合併支援措置を検討実施する。

推進体制

1 「宮城県市町村支援本部」の設置

知事を本部長とし本プランに基づく市町村との連携、支援策等を全庁的に推進する。

2 「宮城県市町村支援本部地方支部」の設置

地方振興事務所長を支部長とし、地域に密着した市町村支援を実施

3 「市町村支援・合併相談コーナー」の設置

市町村支援・市町村合併に関する相談窓口を、各地方振興事務所及び総務部市町村課に設置する。

今後の課題

1 市町村合併・権限移譲の進ちょく状況等を踏まえた広域行政圏・地方機関の見直し

市町村への権限移譲の進ちょく状況や市町村合併に伴う補完的機能の縮小の見通しを踏まえ、広域行政圏を見直すとともに県内各地域の地方機関の再編整備を図る必要がある。

2 「地方財政自立改革」の進ちょく状況等を踏まえた県の財政支援措置のあり方の検討

現在政府が進める「三位一体改革」の進ちょく状況や内容を踏まえ、将来的には市町村に対する財政支援措置のあり方について、改めて検討を行う必要がある。